

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）  
土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）  
保安林の指定予定（二件）（森林保全課）  
保安林の指定の解除予定（二件）（〃）
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出  
政治団体の収支に関する報告書の要旨  
政治団体の解散の届出  
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 教委告示 平成十二年度の鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校  
の通信制課程における入学者選抜の実施（高等学校課）
- ◇ 監査告示 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等  
傍聴をすることができる指名競争入札の執行（管理課）
- ◇ 公 告

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を平成十一年七月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 山 善 博

### 鳥取県告示第四百七十五号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業外邑地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 山 善 博

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

平成十一年七月二十二日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十六号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業外邑地区暗渠排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年七月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字小門谷七六二、字下切明二〇九の一、二〇九の二、二一〇の一、二一〇の二、二一一の一、二一一の二、二二二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百七十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字柿原字下屋敷三七八、三八〇、字カエナ貝市一七九七、一七九八、一八〇一、一八〇三、一八〇七、一八〇八の一、日南町神福字鍛冶屋一三九二の二、字田ノ平ラ一四〇五、上萩山字中萩三五〇の一、三五五の二、三六二の三、三六二の四、三六三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下屋敷三七八、三八〇、字カエナ貝市一七九七、一七九八、一八〇一、一八〇三、一八〇七、一八〇八の一、字中萩三五〇の一、三五五の二、三六二の三、三六二の四、三六三、字鍛冶屋一三九二の二・字田ノ平ラ一四〇五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四一の六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字横手字粟谷東平一三二の一・大字山田字向山八四九・八五一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
はらだ昭後援会	勝原弘道	田村 一	気高郡気高町北浜三丁目三八	平成十一年六月七日	その他の政治団体
大丸俊一後援会	植田 一郎	孝田正晃	西伯郡淀江町大字福井二二七	平成十一年六月十四日	〃
西尾雅彦後援会	西尾洋一	滝本昭良	気高郡気高町大字酒津三三八	〃	〃
黒田隆弘後援会	門脇 正	下嶋将義	西伯郡大山町大字坊領三四七	平成十一年六月十五日	〃
安田浩後援会	近藤誠也	松下 勇	米子市彦名町四二六	平成十一年六月十七日	〃
吉岡ひろみ後援会	吉岡博己	吉岡佐代子	気高郡気高町大字宝木七六四	平成十一年六月二十二日	〃
奥田寛後援会	奥田 寛	奥田 寛	西伯郡淀江町大字中間六一九一八	平成十一年六月三十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
公明党鳥取総支部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成一丁目二一八	鳥取市若葉台南六丁目九一八	平成十一年六月十一日	政党の支部
〃	代表者の氏名	山崎 健一	小出 英一	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	石谷 勇雄	山崎 健一	〃	〃
公明党米子総支部	主たる事務所の所在地	米子市大篠津四一〇〇	米子市上後藤五丁目七一三	〃	〃
〃	代表者の氏名	友森 宏	藤田 栄治	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	植田 武人	長岡 和好	〃	〃
自由民主党倉吉市北谷支部	主たる事務所の所在地	倉吉市福本一六一	倉吉市福本一五〇一五	平成十一年六月二十八日	〃
〃	代表者の氏名	石原 一男	西山栄太郎	〃	〃
自由民主党福部村支部	主たる事務所の所在地	岩美郡福部村大字岩戸七二七一三〇	岩美郡福部村大字海士六一二	〃	〃
〃	代表者の氏名	中西 重康	山根 敏彦	〃	〃

自由民主党用瀬町支部	主たる事務所 の所在地	八頭郡用瀬町 大字用瀬四三二	〃	〃
〃	代表者の氏名	木村 守正	〃	〃
自由民主党鳥取市大正支部	会計責任者の 氏名	宮脇 儀照	平成十一 年七月九 日	〃
自由民主党鳥取市富桑支部	主たる事務所 の所在地	鳥取市行徳二 丁目五一八	〃	〃
〃	代表者の氏名	梶尾 勇平	〃	〃
〃	〃	石賀 哲男	〃	〃
〃	〃	鳥取市行徳三 丁目四七四	〃	〃
〃	〃	福政 實	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎その他の政治団体</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 遠藤治郎後援会</p> <p>報告年月日 平成11年4月19日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 角本洋介後援会</p> <p>報告年月日 平成11年4月22日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 15,470円</p> <p>(1) 前年繰越額 15,470円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>
---	--

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日	備考
川上 潔後援会	竹田 明俊	八田 政男	八頭郡八東町大字南 三二一	平成十一 年六月二 十五日	その他 の政治 団体
森脇雄二後援会	安達 俊幸	吉岡 節雄	米子市和田町八四九	平成十一 年七月一 日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>政治団体の名称 角本洋介後援会</p> <p>報告年月日 平成11年4月22日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 15,470円</p> <p>(1) 前年繰越額 15,470円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>
--

<p>◎その他の政治団体                  期間 平成11年1月1日～同年6月6日                  政治団体の名称 川上 潔後援会                  報告年月日 平成11年6月25日                  (平成11年6月6日解散)</p>	<p>2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  寄附 (政党匿名寄附を除く)                  (内訳別掲)                  個人からの寄附 2,942円                  合 計 2,942円                  【寄附の内訳】                  個人からの寄附                  その他 2,942円                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  機関紙誌の発行                  その他の事業費 29,400円                  機関紙誌の発行事業費                  合 計 29,400円                  (うち本部又は支部に対して供与                  した交付金に係る支出                  0円)</p>	<p>教育委員会告示                  鳥取県教育委員会告示第十四号                  平成十二年度の鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校の通信制課程に                  おける入学者選抜を次のとおり実施する。                  平成十一年七月二十一日                  鳥取県教育委員会委員長 田 崇</p>
<p>◎その他の政治団体                  期間 平成11年1月1日～同年6月12日                  政治団体の名称 森脇雄二後援会                  報告年月日 平成11年7月1日                  (平成11年6月12日解散)</p>	<p>1 検査期日                  原則として、平成12年3月1日(木)から同月23日(木)まで(第2土曜日、日曜                  日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の                  間の出願時に実施する。                  2 検査内容                  入学者志願者全員に対し、面接を実施する。                  3 選抜方法                  合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。                  4 選抜結果の通知                  選抜結果は、入学者志願者全員に対して通知する。</p>	

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人である高橋務の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年七月二十一日

- 鳥取県監査委員 秋 田 直 武
- 鳥取県監査委員 船 越 英 男
- 鳥取県監査委員 奥 田 保 明
- 鳥取県監査委員 松 田 一 三

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
加藤 信彦	東京都世田谷区桜新町二丁目二六―一三	平成十一年七月十三日から平成十二年三月三十一日まで

公 告

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の

規定により、傍聴することができる

平成11年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工 事 名 県立鳥取養護学校体育館棟改築他工事
- 2 日 時 平成11年7月29日 午後2時から
- 3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。
- 5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）